

**解説**

## 育児休業期間の延長が最長 2 歳まで ～改正育児・介護休業法のポイント～

平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法が施行されます。保育園に入所できない場合の育児休業の再延長や、男性の育児参加を促進する内容となっています。

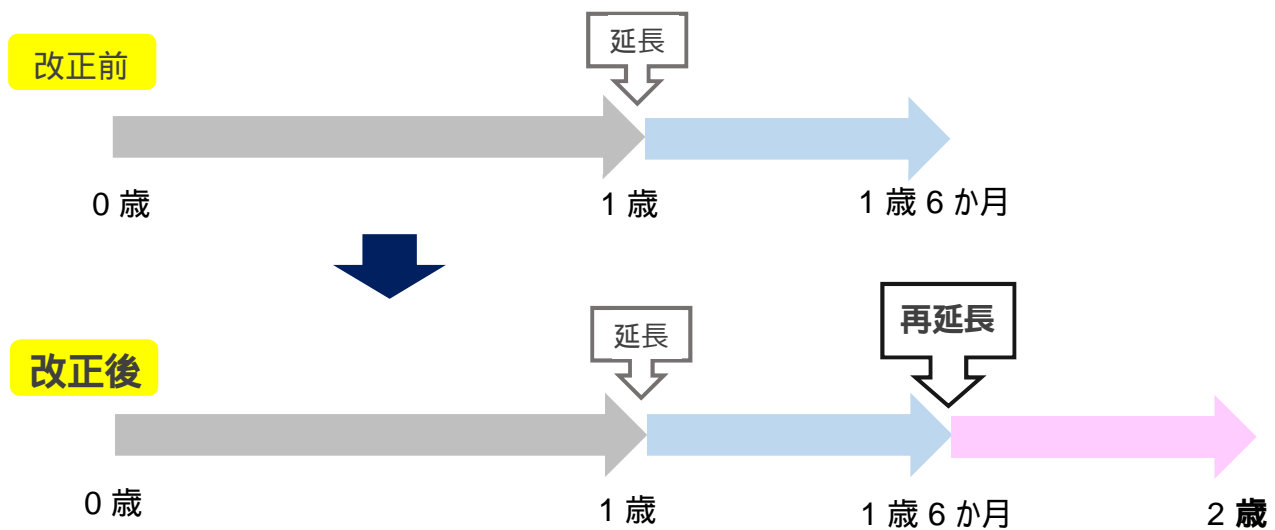
### I. 最長 2 歳まで育児休業の再延長が可能になります

#### 1. 現行の育児休業期間の延長

- 子が 1 歳に達するまでに認可保育所に入所を希望しているが入所できない場合に、子が 1 歳 6 か月に達するまでを限度として育児休業を延長することができます。
- 1 歳 6 か月までに保育所に入れない場合、保育所に預けられず、かつ育児休業も取得できない期間が発生することとなります。

#### 2. 改正後の育児休業期間の延長

- 1 歳 6 か月に達した時点で認可保育所に入れない場合に、再度申請することにより、最長 2 歳まで育児休業を延長することができます。
- 今回の改正に合わせ、育児休業給付の支給期間が延長されることとなります。



### II. 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、従業員やその配偶者が妊娠・出産したこと、又は従業員が対象家族を介護していることを知った場合に、面談やパンフレット等によりその方に個別に制度を周知するよう努力しなければなりません。

### III. 育児目的休暇の導入を促進

事業主は、未就学児を養育する従業員について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。

例：配偶者出産休暇、入園式等の行事参加を含めた多目的休暇など

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。